

2009年8月兵庫県佐用町 における豪雨災害について

佐用町役場 企画防災課
復興企画室 首藤充良

構成

1. 高速道路通行止めによる影響
2. 災害検証委員会
3. 新聞報道
4. 連絡会の発足
5. 最後に

1. 高速道路通行止めによる影響

8月9日当日、中国自動車道が通行止め



時刻	通行止め区間
午後7時51分	山崎IC～佐用IC
午後7時55分	山崎IC～美作IC

佐用町内に、高速道路通行車両が流入

- ・自動車による移動中、犠牲者及び被害者が発生
- ・地域では、流入した車両の避難誘導に苦慮
- ・高速道路通行止めを町に伝える仕組みがない

<大きな問題点>

①地域への負担、②危険箇所への流入 など

2. 災害検証委員会



災害検証委員会報告書より

検証項目2 高速道路など周辺道路の交通規制に関する情報共有

兵庫県地域防災計画では、NEXCO西日本は山崎IC～佐用IC区間で連続雨量が200mmに達した場合、直ちに通行止めを実施し、速やかに点検を行うこととし、交通規制を実施する場合は、県警察本部及び周辺道路の道路管理者に必要な協議、通知を行うこととなっている。

降り続く降雨のため、NEXCO西日本は、警察の広域管制センターへ通行止めの検討を要請し、9日午後7時51分に中国自動車道山崎IC～佐用IC区間の通行止め、午後7時55分に山崎IC～美作IC区間の通行止めを行った。町は、**高速道路通行止めが実施されたことについて、その状況や内容を知らされなかった。**

【主たる要因】

NEXCO西日本(高速道路管理者)は、高速道路の通行規制実施に際し、周辺の道路管理者に必要な協議や通知を行う計画であったが、県との協議などは行われず、また、**佐用町は協議や通知の対象に含めていなかったため、佐用町には情報が伝わらなかった。**

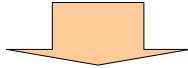
一方、町地域防災計画には、高速道路規制状況の情報収集に係る具体的な業務が示されておらず、町では高速道路等の交通規制の状況を把握するため、NEXCO西日本のホームページの確認や同社への問い合わせなどの情報収集を行っていなかった。

検証委員会からの提言

自動車移動者への情報伝達と誘導の改善への提言

提言72 各関係機関で交通に関する情報連携を行う必要がある。

提言73 災害時における高速道路から危険地域への流入車両の抑制のため、**関係機関による協力体制を平時から構築しておく必要がある。**



NEXCOを始めとする関係機関と連絡会設立へ

3. 新聞報道



H22.11.22
毎日新聞

4. 連絡会の発足

佐用地域における災害時情報伝達・対応連絡会（第1回）

日時：平成23年1月31日(月) 14:00～

場所：佐用町役場

<構成機関>

- ・国土交通省鳥取河川国道事務所
- ・佐用警察署
- ・佐用町役場
- ・西日本高速道路株式会社（NEXCO）
- ・兵庫県光都土木事務所

<関係自治体>

- ・宍粟市、美作市

連絡会の状況



確認及び協議事項

- (1)平成21年台風第9号災害の状況について
- (2)自動車移動者への災害時情報伝達・対応のあり方について
- (3)連絡会発足について

佐用地域における災害時の道路情報伝達・対応連絡会 規約

- 第1条 本会は佐用地域における災害時情報伝達・対応連絡会（以下「連絡会」という。）と称する。
- 第2条 連絡会はH21年8月の台風第9号災害の経験を踏まえ、各道路管理者や関係機関が相互連携を図って情報伝達や効果的な対応を行うことにより、災害時の自動車移動者の安全を確保することを目的とする。
- 第3条 連絡会は別表に掲げる機関で構成する。
- 第4条 連絡会は次の各号に掲げる対応を行うものとする。
- ・平時からの情報連絡体制の構築に関すること。
 - ・災害時における相互情報連携に関すること。
 - ・災害の被害を未然に防ぐため、各関係機関で行う諸対策、相互協力に関すること。
 - ・情報伝達等に関する訓練に関すること。
 - ・自動車移動者に対する意識啓発に関すること。
 - ・その他、連絡会の主旨に合致した事項に関すること。

佐用地域における災害時の道路情報伝達・対応連絡会 規約

第5条 連絡会は、関係機関の発議により必要に応じて随時開催することとするが、定期連絡会は年に1回開催し、その場合、原則として出水期までに開催することとする。

第6条 連絡会の活動方針については、連絡会に参加する関係機関の協議により決定する。

第7条 連絡会の運営・事務処理を行うための事務局は、佐用町で行うこととする。

第8条 この規約に定める以外の必要な事項については、連絡会での決定に従うものとする。

附 則

この規約は、平成23年 1月31日から施行する。

5.最後に

(1)各道路管理者の考え方

(2)連絡会開催までの道のり

(3)まずは顔の見える関係づくりから